

福岡市消費生活審議会（第21回）

議 事 資 料

- 資料1 「福岡市消費者教育推進計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施結果概要
- 資料2 福岡市消費者教育推進計画の策定について（答申）（案）
- 参 考 福岡市消費者教育推進計画 修正一覧

「福岡市消費者教育推進計画（案）」に対する

パブリック・コメントの実施結果概要

(1) 実施目的

福岡市長から諮問された「福岡市消費者教育推進計画（案）」（以下「計画案」という。）を、福岡市消費生活審議会で審議するにあたり参考とするため、パブリック・コメント手続きによって市民等の意見募集を実施した。

(2) 実施機関

福岡市消費生活審議会

(3) 意見募集期間

平成27年1月5日から平成27年2月4日まで（31日間）

(4) 実施方法

①計画案の公表方法

計画案について、次の場所で閲覧・配布を行うとともに、市のホームページにおいて掲載した。

<資料の閲覧・配布場所>

消費生活センター（あいれふ7階）、情報プラザ（市役所1階）、情報公開室（市役所2階）、各区情報コーナー、入部出張所、西部出張所

②意見募集の周知方法

- ア. 市政だよりによる周知
- イ. 市ホームページによる周知
- ウ. 市内消費者団体等への通知

③意見の提出方法

郵送、ファクス、電子メール、持参のいずれかにより、必ず氏名と住所を明記のうえ、意見提出用紙または任意の様式にて意見を受け付けた。

(5) 意見の提出状況について

①意見提出者

個人3人、2団体（提出方法 郵送1人、電子メール4人）

②意見件数

12件

③意見分類

該当項目		意見数
第1章	「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方	0
第2章	消費者を取り巻く現状と課題	3
第3章	消費者教育推進上の重点目標と取組みの方向性	
	重点目標1 様々な担い手（主体）による消費者教育の理解と取組みの推進	1
	重点目標2 若年者に対する消費者教育の推進	1
	重点目標3 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援	3
	重点目標4 学校（小・中・高校生期）における消費者教育の推進	3
第4章	具体的な取組み	1
合 計		12

(6) 市民意見の要旨及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

福岡市消費者教育推進計画（案）に対する市民意見の要旨及び意見に対する考え方

凡例 ①原案どおり ②記載有り ③修正

番号	頁	意見の分類	意見の要旨	意見に対する対応	意見に対する考え方
1	5	課題 インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化	ネット社会は人の顔が見えないので、注意が必要である。	②	5ページの「(1) 相談件数の推移と相談内容別ランキング」に記載のとおり、インターネットの利用が原因となる消費者トラブルが最も多くなっています。インターネットを利用する上で身に付けておきたい知識等について、広報啓発を行うとともに、消費者教育を強化してまいります。
2	7	課題 若年者に対する消費者教育の推進	成人であっても教育が必要である。	②	本計画では、福岡市の特徴や消費生活相談の状況を捉え、若年者に対する消費者教育の推進を重点目標の一つとして掲げていますが、22ページの「第4章 具体的な取組み」にも記載しておりますとおり、消費者教育は、成人期を含む、幼児期から高齢期までのライフステージごとに、段階的に行わなければならないと考えております。若年者のみならず、成人に対しても、消費者教育を推進してまいります。
3	14	課題 様々な担い手（主体）が連携した消費者教育の推進	地域、学校、事業者のほか、特に保護者が一番のポイントである。	②	ご意見のとおり、地域、学校、事業者のほか、重点目標1（18ページ）に掲げておりますように、保護者を含めた「市民・家庭」が市と連携する主体として重要だと考えております。
4	18	重点目標1 様々な担い手（主体）による消費者教育の理解と取組みの推進	担い手に期待されている役割について理解を深めるため、消費生活センター等行政が中心となる働きかけの視点に、担い手のスキルアップなど養成の面が抜けていると思う。市が出前講座の担い手に対しスキルアップ講座を開催するなどの支援をしていただきたい。 また、担い手である地域や学校、事業者の取り組みを評価し、表彰するなど、市民に公表する制度があれば、地域でも、小学校や中学校での教育現場でも、様々な工夫がなされ、がんばれるのではないかと。そしてその技術は担い手間でも共有化され、より有効な手段になると考える。	② ③	ご意見をいただいた取組みの公表については、重点目標1に取組み事例を紹介するとして記載しております。（19ページ） 担い手のスキルアップは重要なことと考えておりますが、本文中に明確な記載がありませんでしたので、ご意見を踏まえ、次のように修正いたします。なお、出前講座の講師のスキルアップ講座の実施や、取組み事例の表彰などにつきましては、今後の取組みの参考にさせていただきたいと考えます。 (修正内容) P18 図「消費生活センター等(行政)」 「・担い手のスキルアップへの支援」 追加 P19 6行目 今後も、消費生活センターでは、様々な担い手が消費者教育に参画し、相互に連携しながら共働りで取り組めるよう、担い手のスキルアップへの支援や消費者教育の具体的な取組み事例の紹介を行うなど、それぞれの担い手が行う消費者教育を積極的に支援します。

福岡市消費者教育推進計画（案）に対する市民意見の要旨及び意見に対する考え方

凡例 ①原案どおり ②記載有り ③修正

番号	頁	意見の分類	意見の要旨	意見に対する対応	意見に対する考え方
5	20	重点目標2 若年者に対する消費者教育の推進	学生の多い福岡市では、大学や専門学校等における入学時の講座で、消費者トラブルへの対処法のみならず、消費者基本法の消費者の権利、消費者の権利の尊重、自立支援等を伝えることが大切である。そして消費者の責任も伝えて、これからの社会を担う事を意識させ、消費者市民社会の担い手としての自覚を促す事が求められている。	①	消費者教育は、幼児期から高齢期の各ライフステージに応じて一体的に取り組んでいくことが重要とされています。ご指摘にありました消費者の権利と責任、消費者市民社会の担い手としての自覚などについては、消費者教育の根幹をなすものであり、幼児期からの消費者教育で長い期間をかけて涵養していくべき課題と考えております。一方で、大学・専門学校は、一人暮らしや成人を迎えることから、消費者トラブルの危険性が増すことから、入学時に集中的な啓発を実施し、消費者トラブルの未然防止を図るものであります。
6	20	重点目標3 (1) 地域等と連携した啓発の推進	高齢者トラブルは金融詐欺や送り付け商法など、電話勧誘による割合が多いとされている。 「悪質商法に引き込まれるきっかけをなくす」ために、電話の適切な対処法が重要である。 訪問販売お断りステッカーより、悪質電話撃退ステッカーの方が効果的ではないだろうか。	①	現在配布しています訪問販売お断りステッカーには、玄関先に貼り訪問販売不要の意思表示をするステッカーと、電話機近くに貼り相談窓口先を案内するステッカーがセットになっています。いただきましたご意見は、今後ステッカーを作成する際に参考にさせていただきます。
7	20	重点目標3 (2) 福祉関係者との連携による高齢者等への支援	消費生活センターで、ボランティアの一般市民を消費生活サポーターとして登録し、消費生活情報の提供をされていることは非常に重要なことと評価する。 消費生活サポーターを情報提供のみではなく、高齢者や障がい者の見守りの担い手として活用することを提案する。福祉関係者（特に民生委員さん）と連携することで、見守りが可能ではないかと考える。	②	消費生活サポーター事業は平成18年度より地域における見守りを強化する目的で開始したものであります。そのため、消費生活サポーターには、日ごろから地域において見守りを行っていただいている福祉関係者を中心にお声掛けをし、ご登録いただいております。重点目標3（20ページ）に掲げておりますとおり、高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止のため、福祉関係者等との連携をさらに強化してまいります。
8	20		高齢者の消費者被害は公民館等での講座にも参加されない方に多く、福祉関係者等のサポーターの見守りによる未然防止に期待したいと思う。身近に高齢者と接する、お弁当等の宅配業者やヘルパーの方への情報提供や消費者講座も有効かと思われる。市報の他、注意喚起のチラシや消費生活センターの連絡先シールを回覧板で配布する、とか、高齢者の患者が多い病院等にポスターやチラシを置く等、必要な情報を高齢者に伝えるツールに工夫が必要かと思う。	②	ご指摘のとおり、地域での活動に参加されない高齢者へ必要な情報を伝えることは被害の未然防止のために重要なことと認識しております。そのため、本計画では、福祉関係者との連携を重点目標3（20ページ）に掲げておりますが、より具体的にご意見は今後の参考にさせていただきます。

福岡市消費者教育推進計画（案）に対する市民意見の要旨及び意見に対する考え方

凡例 ①原案どおり ②記載有り ③修正

番号	頁	意見の分類	意見の要旨	意見に対する対応	意見に対する考え方
9	21		学校教育は、推進法が目指す「消費者市民社会」を形成する基礎的時期である幼少時から消費者教育が可能な機関である。特に生育環境による特性などに影響を受けず、全ての児童・生徒に対して平等に情報提供および消費者教育ができる機関は学校教育以外にない。このように重要な消費者教育を、学校教育において総合的に展開されることを期待する。	②	ご意見のとおり、学校での消費者教育は、基礎的な知識及び技能を習得させる上で、特に重要と考えており、重点目標4（21ページ）に掲げておりますとおり、児童・生徒の発達段階に応じて系統的な学びを推進してまいります。 また、学校における消費者教育が効果的に実施できるよう、外部講師派遣による講座の実施、教材の作成・提供や教員のスキルアップを図る研修などの支援を行ってまいります。
10	21	重点目標4 (1) 学校での取組みの推進	子供の消費者教育には、親（保護者）の知識を高めることも大いに必要と感じる。 学校では年に数回、保護者を対象に、PTAが主催し、多岐ジャンルでの講演会が行われているが、消費者教育に関する講演会の開催はほとんど無いように思う。 保護者の年代は、自身の消費者トラブルや、高齢の両親の消費者被害などに悩みを抱えている方も多く、保護者の知識向上は家庭での消費者教育のレベルアップに直結するものと考ええる。 情報モラルについてばかりでなく、消費者トラブルの実態やその対処法などを、保護者にも周知する機会を設けていただきたい。	②	保護者への情報モラル研修は近年の携帯電話・スマートフォンの児童・生徒への広がり、また、それに基づくさまざまな問題が指摘されていることから、喫緊の課題として新規に取り組んでいるものであります。 また、重点目標1（18ページ）で掲げておりますとおり、消費者教育の主体である家庭（保護者）を積極的に支援してまいります。なお、消費者トラブルの実態やその対処法については、消費者教育出前講座「だまされんばい悪質商法」において実施しているところであり、その対象は、高齢者だけでなく、保護者等も対象としていることから、今後、PTA等関係団体への周知等をはかり、利用の促進に努めてまいります。
11	21	重点目標4 (2) 学校における消費者教育の支援	学校において、ゲストティーチャー等での消費者教育講座の実施が考えられているとのことだが、その内容については「悪質商法」関連に限定されることなく、「電子マネーやクレジットカードの仕組みについて」等の金銭管理教育関連の講座も積極的に取り組んでいただきたい。ゲストティーチャーとしてのスキルを持つ消費生活アドバイザーや消費生活相談員等と学校の連携の為、講師派遣のシステムを構築していただきたい。	①	学校における消費者教育への支援として、学校へ消費生活相談員等を派遣し消費者教育講座を行っており、その内容は金銭管理教育も含むものとなっております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 また、講師派遣のシステムにつきましても、より良い方法を検討していきたいと思います。
12	25	取組み目標 出前講座の実施回数	出前講座の実施目標値を年間150回としているが、行政職員での出前講座の対応が出来ない場合、外部委託されるのか、また、その委託先をどのように選定されるのかを教えてください。	①	出前講座の講師につきましては、原則、行政職員で対応してまいります。講座内容によっては、外部講師に依頼することもあり得ます。その派遣講師の選定については、それぞれの関係局において、最も効果が得られると思われる講師を選定してまいります。

資料 2

平成 27 年 3 月 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市消費生活審議会
会長 清 水 巖

福岡市消費者教育推進計画の策定について（答申）（案）

平成 26 年 7 月 11 日付け市消第 337 号で諮問のありました標記の件について、本審議会で審議を行いましたので、福岡市消費生活条例（平成 16 年福岡市条例第 56 号）第 32 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

高齢化・高度情報化の進展に伴い消費者被害も多様化・深刻化が進んでおり、消費者教育がこれまで以上に必要となっています。さらに、これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、消費者が主役となる社会の実現を目指すことが求められています。

そこで、福岡市におかれましては、安全で安心できる消費生活の実現を目標に、市民、地域の団体、事業者など多様な担い手と連携しながら、福岡市の消費者教育を一体的かつ総合的に推進していただきますようお願いいたします。

記

福岡市消費者教育推進計画については、別紙のとおり答申します。

なお、附帯意見として次のとおり附しますので、よろしくお取り計らい願います。

（附帯意見）

福岡市消費者教育推進計画の成果指標は「商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合」とし、90%程度維持をその目標値としているが、これだけでは、今後、当該計画の進捗状況の検証・評価を行う際に、検討材料が不足することが憂慮される。

このため、消費者教育などに関する市民アンケート調査を行うといった措置を講ずることを提言する。

福岡市消費者教育推進計画 修正一覧

頁	場所	修正前	修正後	修正理由
4	表 平成31年目標値	心がけている 40%	心がけている 50%	目標値の変更
		どちらかといえば心がけている 50%	どちらかといえば心がけている 40%	
12	11行目	小・中学校単位PTA協議会	小・中学校単位PTA	団体名の誤り
13	図表12内団体名	PTA協議会	小・中学校単位PTA	
18	図「消費生活セン ター等」	—	・担い手のスキルアップへの支援	
19	7行目	相互に連携しながら共働で取り組めるよう、消費者教育の具体的な取り組みの事例を紹介するなど、それぞれの担い手が行う消費者教育を積極的に支援します。	相互に連携しながら共働で取り組めるよう、担い手のスキルアップへの支援や消費者教育の具体的な取り組み事例の紹介を行うなど、それぞれの担い手が行う消費者教育を積極的に支援します。	パブコメ意見の反映
25	重点目標2	20校/20校	21校/21校	市内学校数の誤り
26	番号3 (P29・番号48, P30・番号70も同様)	「シニアのための知恵袋」(早良区役所)等～	市政日より、「シニアのための知恵袋」(早良区役所)等～	新規事業追加
27	番号24, 25	各区役所	保健福祉局 各区役所	担当課から修正
	番号27	家庭、保育所、幼稚園、認定こども園等での食育の推進 発育発達に応じた保育所給食、給食を活用した食育活動	保育所・幼稚園などでの食育の推進 発育発達に応じた給食の提供、給食などを活用した食育活動～	担当課から修正

福岡市消費者教育推進計画 修正一覧

頁	場所	修正前	修正後	修正理由
27	番号28	保育所給食のメニューや行事食，食べ物の働きなど～	給食のメニューや行事食，食べ物の働きなど～	担当課から修正
	番号30	生徒たちは，地場産物や郷土食，栄養バランス，一食分の費用などを生かした献立を考えています。	生徒たちは，地場産物や郷土食，栄養バランスなどを生かした献立を考えています。	担当課から修正
28	番号36	家庭から出るごみを減らすために，3R（リデュース〔排出抑制〕，リユース〔再利用〕，リサイクル〔再生利用〕）の取組みを市政日より同時印刷物に記載して全戸配布を実施しており，同内容については福岡市環境局のホームページにも記載しています。	家庭から出るごみを減らすために，2R（リデュース〔排出抑制〕，リユース〔再利用〕）に重点をおいた3Rの実践行動を，市政日よりなどで広報しています。	担当課から修正
	番号91	インターネットや携帯電話の使用に関する教育活動	インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施	担当課から修正
31	番号91	教職員や児童生徒に対して，情報モラルやインターネット・携帯電話等からの被害防止に関する指導を行っています。	インターネットや携帯電話（スマートフォンなど）を介した児童生徒の被害を未然に防止するため，情報や機器の正しい利用や危険性の認識などについて，児童生徒への指導や保護者に対する啓発活動を行います。また，学校非公式サイト等の問題のある書き込み等の監視・検索を行います。	担当課から修正
	番号92	市民局 教育委員会	市民局	担当課から修正

施策・事業名等の変更は23・24ページも合わせて変更しています。

福岡市消費者教育推進計画 (案)

～安全で安心できる消費生活の実現を目指して～

目 次

第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方	1
1 推進計画策定の趣旨	1
2 推進計画の位置づけ	2
3 推進計画の期間	3
4 推進計画の推進体制	3
5 推進計画の成果指標	4
第2章 消費者を取り巻く現状と課題	5
1 福岡市における消費生活相談の状況	5
(1) 相談件数の推移と相談内容別ランキング	5
(2) 若年者の消費者トラブル	7
(3) 高齢者等の消費者トラブル	9
2 消費者教育推進のための基礎調査結果	12
(1) 地域	12
(2) 学校	15
第3章 消費者教育推進上の重点目標と取組みの方向性	17
重点目標1 様々な担い手(主体)による消費者教育の理解と取組みの推進	18
(1) 地域や学校、事業者などの担い手(主体)の役割への理解と相互の連携	18
(2) 消費生活センターによる消費者教育の支援	19
(3) 市民(消費者)として期待される心構えと理解の促進	19
重点目標2 若年者に対する消費者教育の推進	20
(1) 効果的かつ適切な啓発の推進	20
重点目標3 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援	20
(1) 地域等と連携した啓発の推進	20
(2) 福祉関係者等との連携による高齢者等への支援	20
重点目標4 学校(小・中・高校生期)における消費者教育の推進	21
(1) 学校での取組みの推進	21
(2) 学校における消費者教育の支援	21
第4章 具体的な取組み	22
福岡市ライフステージ別消費者教育取組状況図	23
取組み目標	25
福岡市消費者教育施策事業一覧	26

第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

1 推進計画策定の趣旨

近年、高齢化・高度情報化の進展に伴い消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、消費者被害も多様化・深刻化が進んでいます。

すべての市民は消費者です。小中学生から高齢者まで、あらゆる世代で誰もが消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあり、市民が消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けて、実際の生活の中で活用していくことがこれまで以上に必要となっています。

平成21年3月に福岡市消費生活審議会より、市長に対して、「福岡市における消費者教育・啓発の今後のあり方について（意見書）」が提出されたことを受け、福岡市では、消費者教育の新たな取組みとして、高齢者を支えるボランティアの育成事業や市立高校卒業前の3年生への出前講座などを始めています。

平成24年12月13日に消費者の自立支援を目的とする「消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）」が施行され、国においては「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体においては、「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされました。これを受け、平成25年6月28日に国は基本方針を策定し、その中で、消費者教育を「被害に遭わない自立した消費者」ととどまらず、「社会の一員としてよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する」教育を意味すると示しています。

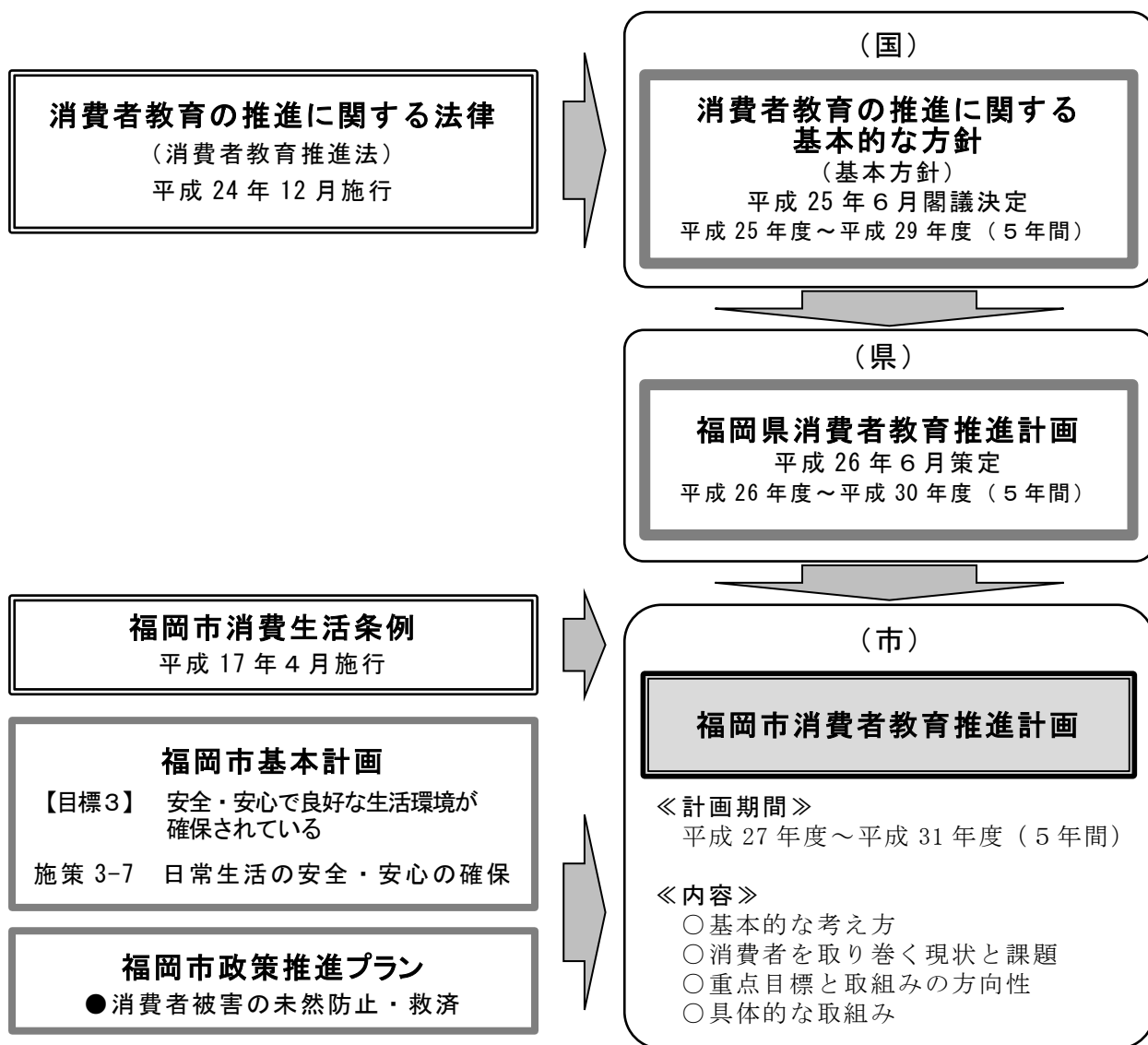
これまで、福岡市では、市民のみなさんの消費生活に関する自発的な学習を支援するために、出前講座や広報紙の発行など、さまざまな消費者教育（啓発）を行ってきました。

これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、消費者が主役となる社会（消費者市民社会）をつくること、すなわち、消費者の消費行動が、相手方の事業者や市場あるいは社会にどのような影響を与えるだろうかと意識して行動することで、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指すことが求められています。

そこで、福岡市では、「**安全で安心できる消費生活の実現**」を目標に掲げ、市民（消費者）、消費者団体、地域の団体、事業者など多様な担い手（主体）とも連携しながら、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくために、福岡市消費者教育推進計画（以下「推進計画」と言う。）を策定します。

2 推進計画の位置づけ

この推進計画は、国の基本方針及び「福岡県消費者教育推進計画」（以下「県推進計画」という。）を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。



関係法令

消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

（基本方針）

第 9 条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。

（都道府県消費者教育推進計画等）

第 10 条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教

育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

福岡市消費生活条例（抄）

（学習条件の整備及び消費者教育の推進等）

第 8 条 市は、消費者の消費生活に関する自発的な学習を支援するために必要な条件の整備に努めなければならない。

2 市は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めなければならない。

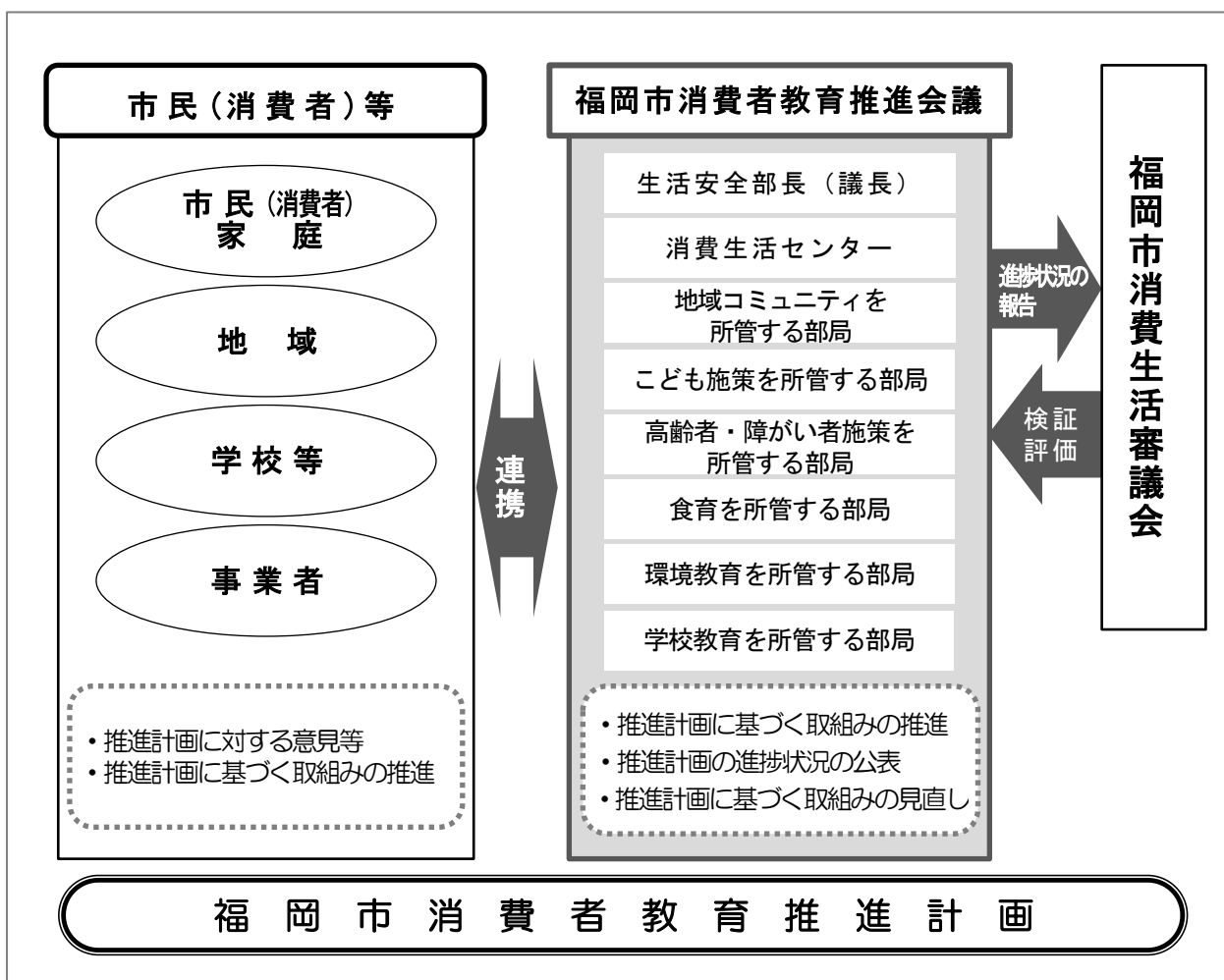
3 推進計画の期間

推進計画は、国の基本方針及び県推進計画を踏まえる必要があることから、県推進計画策定後の平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の推進計画の期間とします。

また、国や県の動向、市の取組みの実施状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

4 推進計画の推進体制

福岡市では、福岡市消費者教育推進会議（以下「推進会議」という。）を新たに設置し、推進計画に基づく取組みを推進していきます。さらに、福岡市消費生活審議会（以下「審議会」という。）において、推進計画の進捗状況などの検証・評価を行い、推進会議はこれを公表するとともに、審議会の評価等を踏まえ、取組みの見直しを行っていきます。



5 推進計画の成果指標

推進計画では、「安全で安心できる消費生活の実現」を目標とし、

- ・商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合

をその成果指標とします。

指標の内容	年		現状値	目標値
			平成 25 年 (2013 年)	平成 31 年 (2019 年)
商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合 (※)			83.2%	現状維持 (90%程度を維持)
	内 訳	心がけている	36.6%	50%
		どちらかといえば 心がけている	46.6%	40%

(出典)

※ 福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 福岡市における消費生活相談の状況

(1) 相談件数の推移と相談内容別ランキング

福岡市消費生活センターに寄せられた、平成15年度から平成25年度までの消費生活相談件数は、架空請求が急増した平成16年度をピークに平成21年度まで減少し、その後は年間約1万4千件台で推移しています。(図表1)

平成25年度における年代別の相談の傾向を商品内容別で見ると、19歳以下から60歳代までの各年代において、インターネットなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が最も多くなっており、特に19歳以下では全体の5割以上を占めています。

また、20歳代では、「デジタルコンテンツ」以外に、「エステティックサービス」及びその関連の「医療サービス」が全体の約17%を占め、30歳代から60歳代までは、「デジタルコンテンツ」の次に「不動産貸借」が多くなっています。70歳以上では、健康食品が送り付けられたなどの相談が多く、「健康食品」が1位となっています。(図表2)

課題

消費者の特性に応じた消費者教育の推進

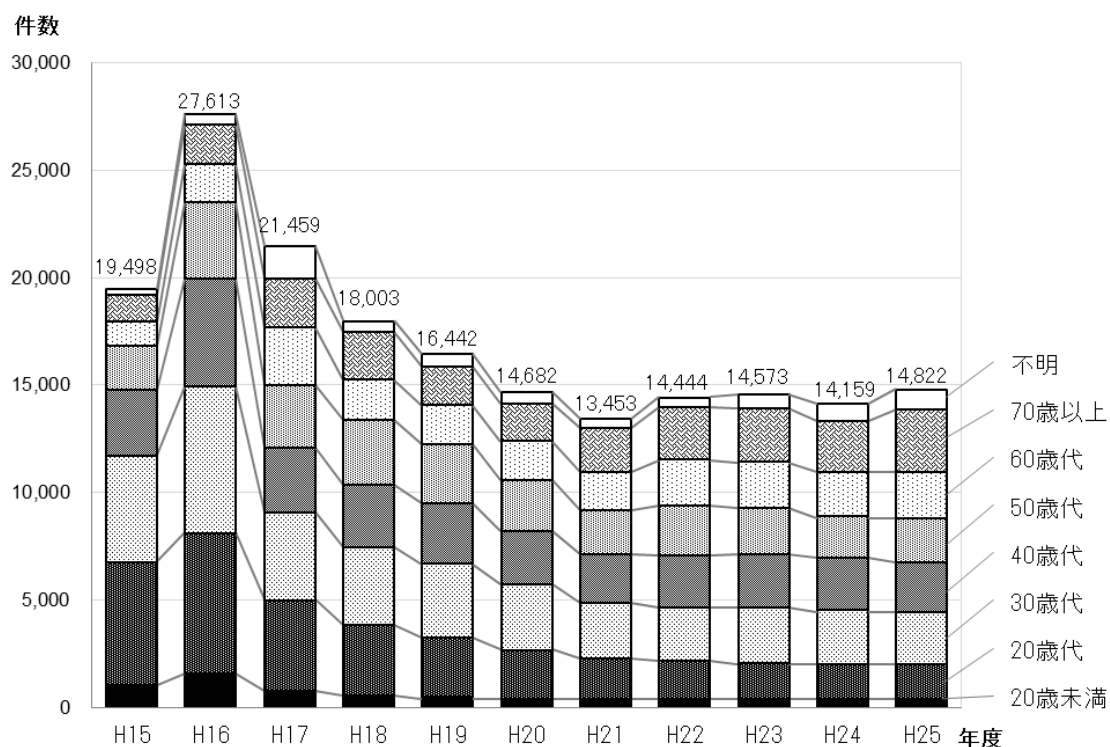
消費者被害を未然に防ぎ、安全で安心な消費生活を営むために、市民一人ひとりがそれぞれの年代で必要とされる消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けて、実際の暮らしの中で活用していくことが大切です。

このため、年齢、性別、障がいの有無等、消費者の特性に配慮した消費者教育を行う必要があります。

インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化

スマートフォンなどの普及により、生活におけるインターネットの利用が定着してきており、インターネットに関する相談(デジタルコンテンツ)は69歳以下のすべての年代で最も多くなっています。このため、インターネットを利用する上で身に付けておきたい知識等について広報・啓発を行うとともに、特に児童・生徒や保護者への消費者教育を強化する必要があります。

【図表 1】福岡市における消費生活相談件数の推移（年代別）



【図表 2】福岡市における契約当事者の年代別・商品内容別相談ランキング

（平成 25 年度上位 5 件）

数字は相談件数（ ）内は割合

年齢 順位	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1	デジタルコンテンツ ※1 227件 (54.8%)	デジタルコンテンツ ※1 253件 (15.8%)	デジタルコンテンツ ※1 359件 (14.7%)	デジタルコンテンツ ※1 383件 (16.8%)	デジタルコンテンツ ※1 264件 (12.8%)	デジタルコンテンツ ※1 233件 (10.7%)	健康食品 355件 (12.3%)
2	新聞 13件 (3.1%)	エステティックサービス 204件 (12.7%)	不動産貸借 342件 (14.0%)	不動産貸借 203件 (8.9%)	不動産貸借 160件 (7.8%)	不動産貸借 108件 (5.0%)	商品一般 ※2 191件 (6.6%)
3	テレビ放送サービス 12件 (2.9%)	不動産貸借 181件 (11.3%)	エステティックサービス 93件 (3.8%)	フリーローン・サラ金 92件 (4.0%)	フリーローン・サラ金 87件 (4.2%)	商品一般 ※2 101件 (4.6%)	工事・建築 100件 (3.5%)
4	携帯電話サービス 10件 (2.4%)	医療サービス 64件 (4.0%)	フリーローン・サラ金 88件 (3.6%)	四輪自動車 58件 (2.5%)	商品一般 ※2 68件 (3.3%)	フリーローン・サラ金 74件 (3.4%)	ファンド型投資商品 93件 (3.2%)
5	インターネット接続回線 9件 (2.2%)	フリーローン・サラ金 50件 (3.1%)	携帯電話サービス 59件 (2.4%)	商品一般 ※2 56件 (2.4%)	工事・建築 52件 (2.5%)	工事・建築 69件 (3.2%)	新聞 83件 (2.9%)
全件数	414	1,602	2,445	2,286	2,064	2,178	2,888

※1 「デジタルコンテンツ」…インターネットを通じて得られる情報に関する相談（アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲーム等）。

※2 「商品一般」…商品の特定ができないまたは商品の特定する必要のない相談。

(2) 若年者の消費者トラブル

福岡市の特徴として、人口に占める若者（15歳～29歳）の割合が、政令指定都市の中で第1位（19.2%、平成22年国勢調査）、また、大学や短期大学の学生の割合も、第2位（5.1%、平成26年度学校基本調査）となっており、福岡市は若者が多く住むまちと言えます。（図表3、4）

平成25年度における29歳以下の若年者からの相談内容を商品別に見ると、「デジタルコンテンツ」などのインターネットに関する相談を主な内容とする『運輸・通信サービス』の相談件数が665件と最も多く、平均契約金額は約13万円となっています。相談内容としては、例えば、「インターネットの利用時に『無料アダルトサイト』を見つけ開いたところ、『登録完了。料金〇万円』の画面が出た」などの相談が寄せられています。

次に多いのは、「エステティックサービス」の相談を主な内容とする『保健・福祉サービス』で相談件数は308件、平均契約金額は約36万円となっています。（図表5）

一方、販売手法別で見ると、「エステティックサービス」の販売に利用されることが多い『キャッチセールス』の相談件数も年々増加しています。その内、約8割が20歳代の若年者からの相談です。相談内容としては、「街角で声をかけられて店に連れて行かれ、長時間に及ぶ勧誘を受け、高額な契約をさせられた」というものや、「学生で収入も少ないのに、高額な契約を勧められた」、「学生であることや収入を偽ってローンを組まされた」などの相談があります。（図表6）

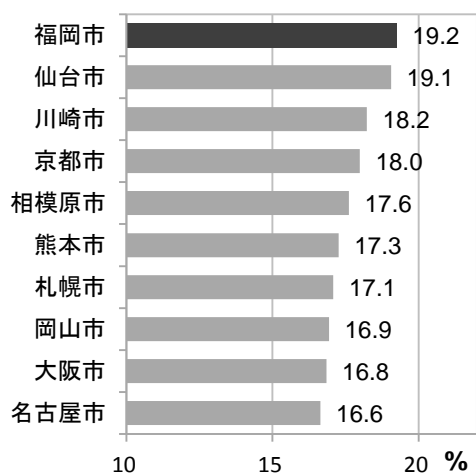
このように、社会経験が浅い若年者は、事業者の強引な勧誘や巧みな誘い文句などにより、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあり、被害金額も高額となる場合があります。

課題

若年者に対する消費者教育の推進

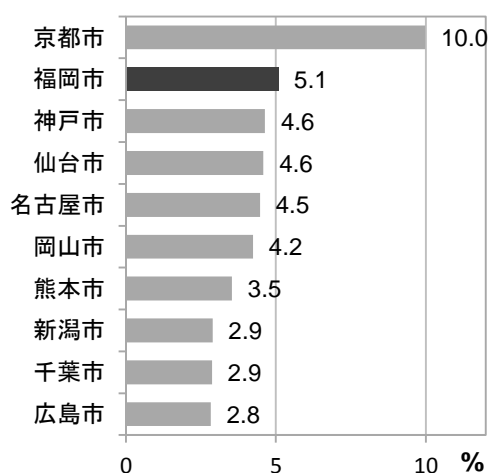
若年者は社会経験も浅いため、的確な判断力を身に付け、責任を持って行動できるよう、契約等に関する正しい知識を修得する教育が必要です。

【図表 3】政令指定都市における人口に占める若者の割合（上位 10 市）



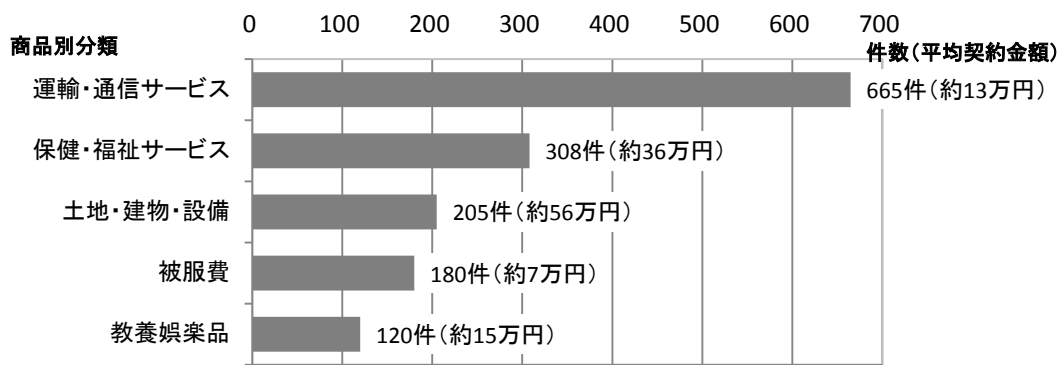
資料「平成 22 年国勢調査」

【図表 4】政令指定都市における人口に占める大学生及び短期大学生の割合（上位 10 市）



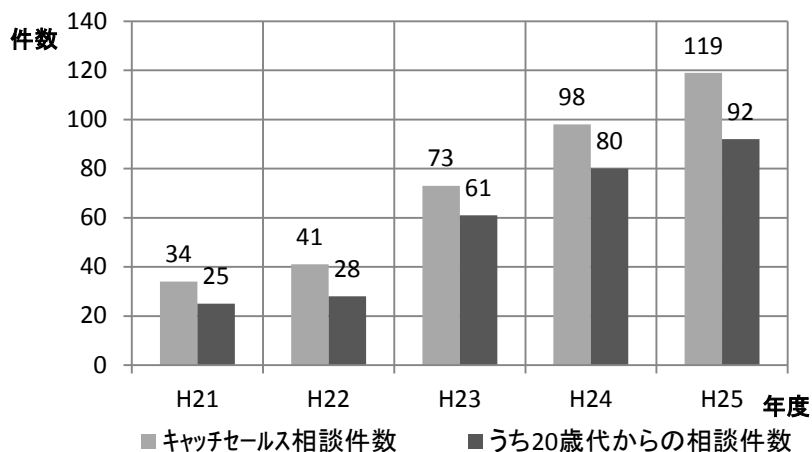
資料「平成 26 年度学校基本調査（速報値）」

【図表 5】福岡市における若年者の消費トラブルの件数と平均契約金額（平成 25 年度）



備考 PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された、契約当事者年齢が 29 歳以下の相談件数及びその平均契約金額。契約金額不明は 0 とし、平均には含めていない。

【図表 6】福岡市におけるキャッチセールス相談件数の推移



(3) 高齢者等の消費者トラブル

福岡市における高齢者の相談件数の割合を見ると、60歳代及び70歳以上とも平成22年度以降概ね横ばいでしたが、70歳以上の割合が平成25年度に急増しています。また、相談件数の増加率は、同年代人口の増加率よりも上回っています。(図表7)

平成25年度の60歳代の商品別相談は、傾向で見ると、40歳代、50歳代と同様であり、内容で見ると、第1位と第2位は30歳代から50歳までと同じとなっています(図表2)。その商品別相談内容を見ると、第1位は、「デジタルコンテンツ」などのインターネットに関する相談を主な内容とする『運輸・通信サービス』で相談件数は414件、平均契約金額は約13万円となっています。第2位は「不動産貸借」の相談を主な内容とする『土地・建物・設備』で相談件数が276件、平均契約金額は約335万円となっています。(図表8)

一方、70歳以上の商品別相談内容を見ると、60歳代と異なり、「健康食品」が第1位となっています。「頼んでいないにもかかわらず健康食品等を送り付けられた」といった相談など、『食料品』の相談件数が524件で最も多くなっており、平均契約金額は約10万円となっています。次に多いのは、値上がり確実と強調し投資や出資を勧誘するなど「ファンド型投資商品」の相談を主な内容とする『金融・保険サービス』で相談件数は361件、平均契約金額は約661万円となっています。(図表9)

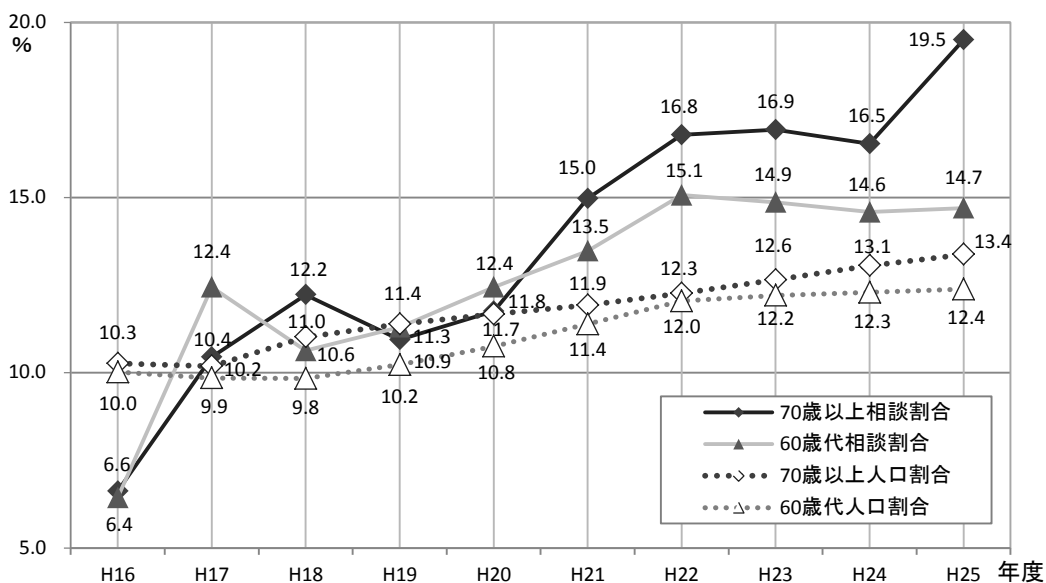
このように、70歳以上の相談内容は、健康食品等の送り付けや投資・出資の勧誘などの相談が多いのが特徴で、他の年代の相談内容と異なることから、70歳以上の高齢者のトラブルについては、特に配慮が必要と考えられます。

この他、70歳以上の高齢者に多い「不当請求」の相談は、前年比2.5倍の313件となっており、その相談内容は、「心当たりのない未払代金について債権不履行で提訴する」というのがきが届いた」といったものや、「携帯電話にサイト料が未納、法的手続きに入ると身に覚えのないメールが来た」などがあげられます。(図表10)

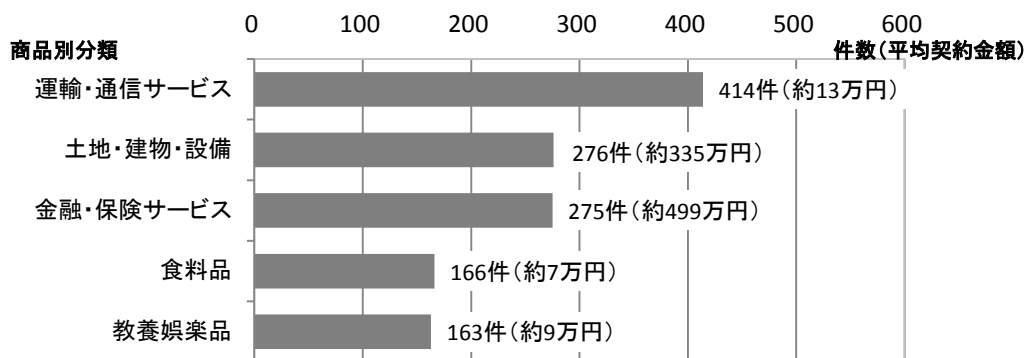
高齢者は、だまされたことに気づきにくかったり、被害にあっても、「恥ずかしい」「迷惑をかけたくない」「自分が悪い」と誰にも相談しないことが懸念され、今後も、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれることが危惧されます。

また、障がい者についても、平成21年度に比べると平成25年度は相談件数が大幅に増加しており、障がいの状況に配慮した情報の提供や福祉関係者等と連携した取組みが求められています。(図表11)

【図表 7】福岡市における高齢者の相談割合

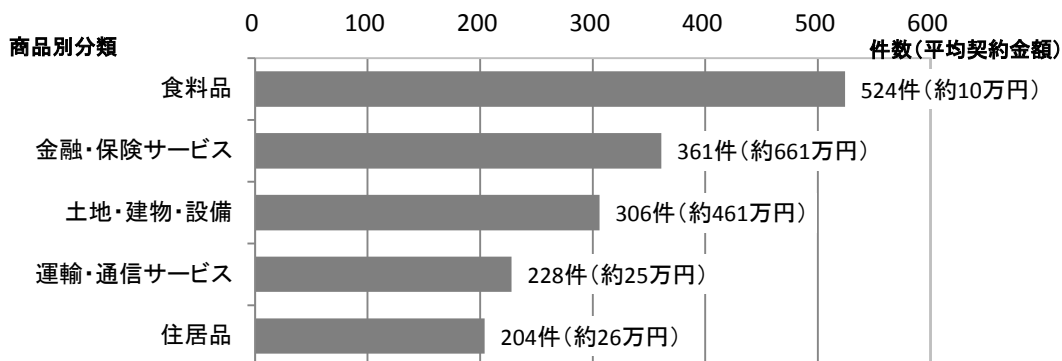


【図表 8】福岡市における 60 歳代の消費トラブルの件数と平均契約金額（平成 25 年度）



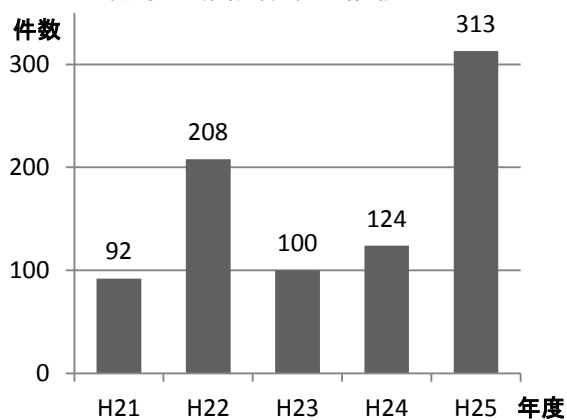
備考 PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された、契約当事者年齢が 60 歳代の相談件数及びその平均契約金額。契約金額不明は 0 とし、平均には含めていない。

【図表 9】福岡市における 70 歳以上の消費トラブルの件数と契約平均金額（平成 25 年度）

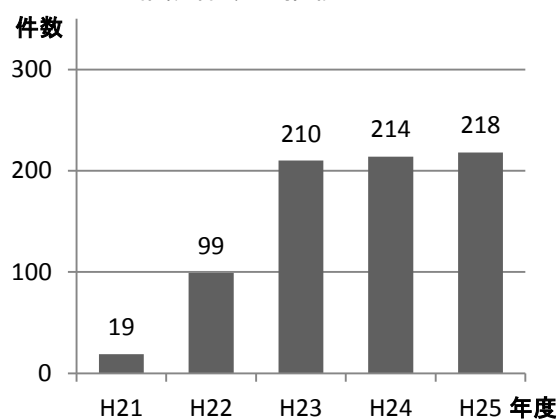


備考 PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された、契約当事者年齢が 70 歳以上の相談件数及びその平均契約金額。契約金額不明は 0 とし、平均には含めていない。

【図表 10】福岡市における70歳以上の不当請求の相談件数の推移



【図表 11】福岡市における障がい者の相談件数の推移



課題

高齢者等への情報提供・注意喚起の徹底

高齢者のトラブルは、「貯蓄」や「健康」などの高齢者が関心を持つことに、悪質な事業者が付け込むケースが見られます。

高齢者を狙って、流行や話題性に乗じた悪質商法が次々と発生しており、高齢者への被害情報の提供や注意喚起の取組みを強化することが必要です。

また、障がい者への情報提供については、障がいの状況に配慮した啓発資料の作成等、適切な方法による対応が必要です。

高齢者等の消費者被害の防止

特に生活支援を必要とする高齢者や障がい者に対しては、高齢者等の日常生活を支援している福祉関係者等との連携により、消費者被害の未然・拡大防止に取り組むことが必要です。

2 消費者教育推進のための基礎調査結果

福岡市では、平成25年12月に「消費者教育推進のための基礎調査（以下、「基礎調査」と言う。）」を行い、地域や学校での消費者教育の実態や今後の消費者教育を進めるために必要なことなどについて、市内の各団体等（自治協議会、公民館、民生委員・児童委員協議会、小・中学校等）から意見をお聴きしました。

【消費者教育推進のための基礎調査の概要】

- ①調査の目的 推進法に基づき、今後の消費者教育を体系的・効果的に推進するための方針等を検討する基礎資料とする。
- ②調査項目 消費者教育に関する意識・現状・ニーズ把握
- ③調査対象 次に掲げる各団体等の代表者
 - (1)地域 各校区自治協議会、各校区公民館、小・中学校単位PTA、福岡県生活協同組合、民生委員・児童委員協議会、いきいきセンターふくおか 計 692か所
 - (2)学校 小学校、中学校、市立高校、特別支援学校 計 249か所
- ④調査期間 平成25年11月28日～12月20日
- ⑤有効回収率 ①地域 73.1% ②学校52.2%

主な調査結果

(1) 地域

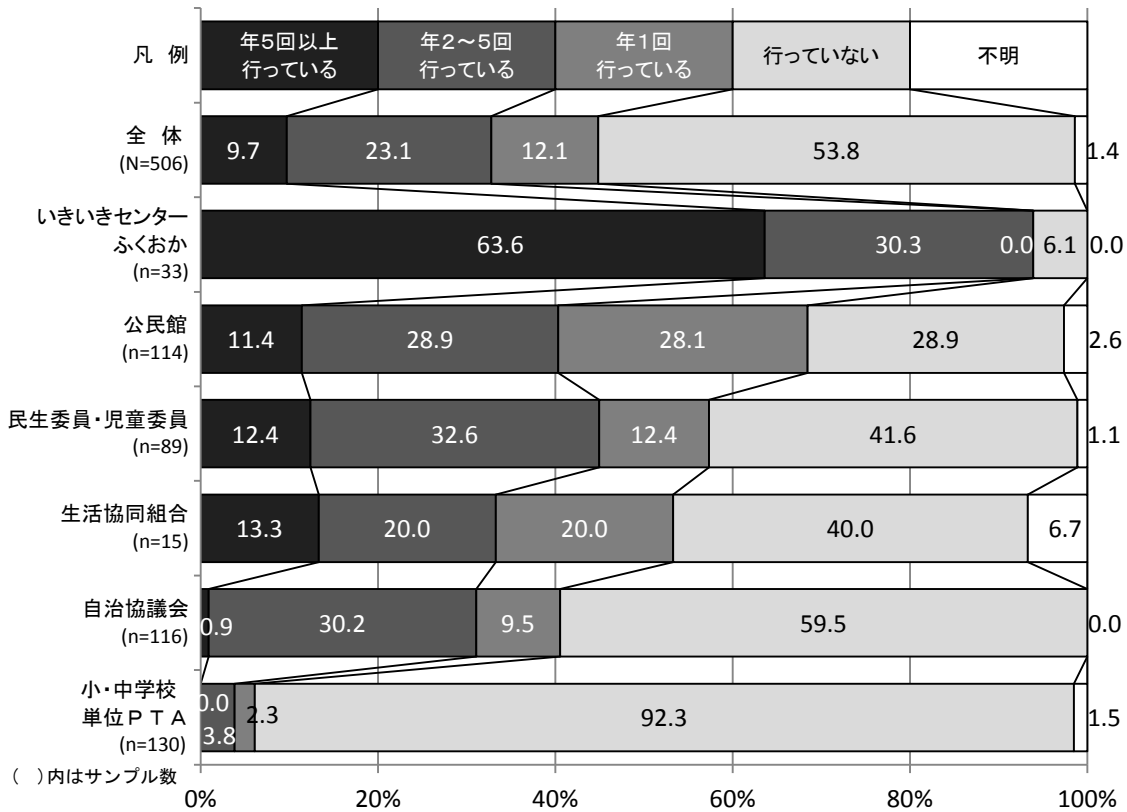
○消費者教育の団体別実施状況

消費者問題に関する啓発（消費者教育）の実施状況について尋ねると、「年1回行っている」が12.1%、「年2回～5回行っている」が23.1%、「5回以上行っている」が9.7%で、「行っている」の割合は全体で44.9%、一方、「行っていない」の割合は53.8%となっています。

団体別で見ると、「行っている」の割合が最も高いのは、「いきいきセンターふくおか」で93.9%、次は「公民館」で68.4%となっています。（図表12）

なお、実施内容について尋ねると、対象者は「高齢者」が85.9%で最も高く、テーマは「悪質商法に関すること」が96%で最も高くなっています。

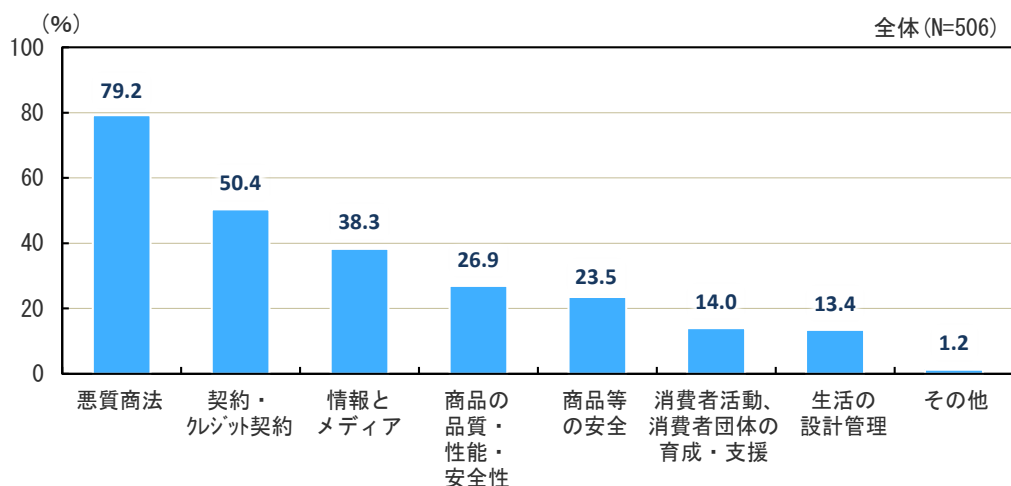
【図表12】消費者問題に関する啓発（消費者教育）の団体別実施状況



○消費者教育で特に力を入れて取り組む必要があると思う分野

消費者教育で今後特に力を入れて取り組む必要があると思う分野について尋ねると、「悪質商法」が79.2%で最も高く、次いで「契約・クレジット契約」(50.4%)、「情報とメディア」(38.3%)の順となっています。(図表13)

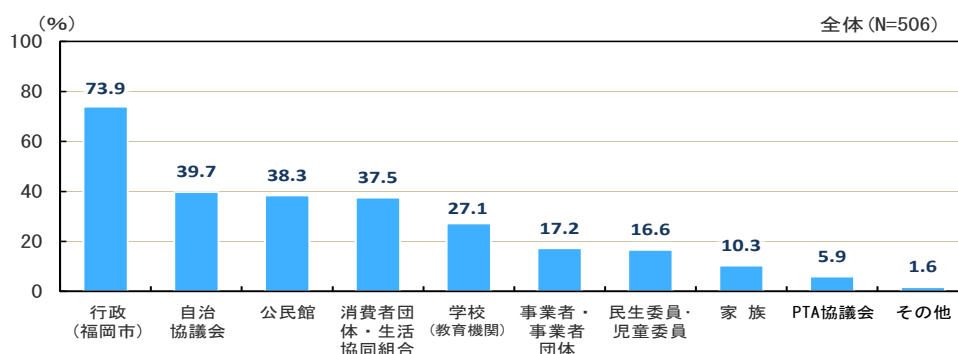
【図表13】消費者教育で特に力を入れて取り組む必要があると思う分野（複数回答）



○消費者教育を行う主体としてふさわしいと思う団体

消費者教育を行う主体としてふさわしい団体について尋ねると、「行政（福岡市）」が73.9%で最も高くなっています。次いで「自治協議会」（39.7%）、「公民館」（38.3%）、「消費者団体・生活協同組合」（37.5%）の順となっています。（図表14）

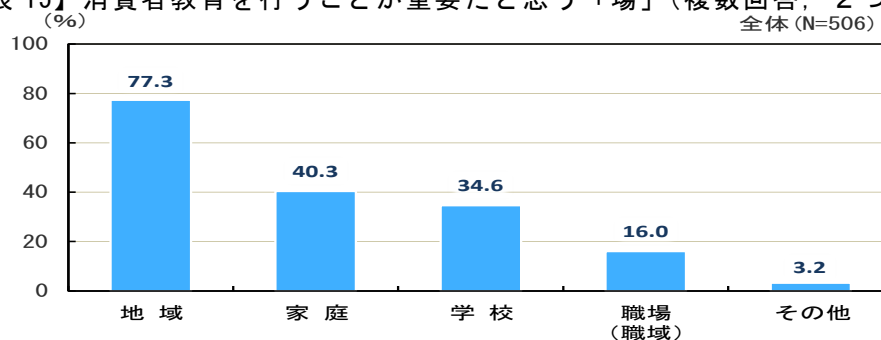
【図表14】消費者教育を行う主体としてふさわしいと思う団体（複数回答，3つまで）



○消費者教育を行うことが重要だと思う「場」

消費者教育を行うことが重要だと思う「場」について尋ねると、「地域」が77.3%で最も高く、次いで「家庭」（40.3%）、「学校」（34.6%）の順となっています。（図表15）

【図表15】消費者教育を行うことが重要だと思う「場」（複数回答，2つまで）



課題

様々な担い手（主体）が連携した消費者教育の推進

一人一人の市民が、安全で安心できる消費生活を実現するためには、行政だけでなく、地域、学校、事業者など様々な担い手（主体）が相互に連携して消費者教育に取り組むことが有効です。

また、行政は、ライフステージに応じた取組みを進めるとともに、さらに他の担い手についてもきめ細かに支援することも必要です。

(2) 学校

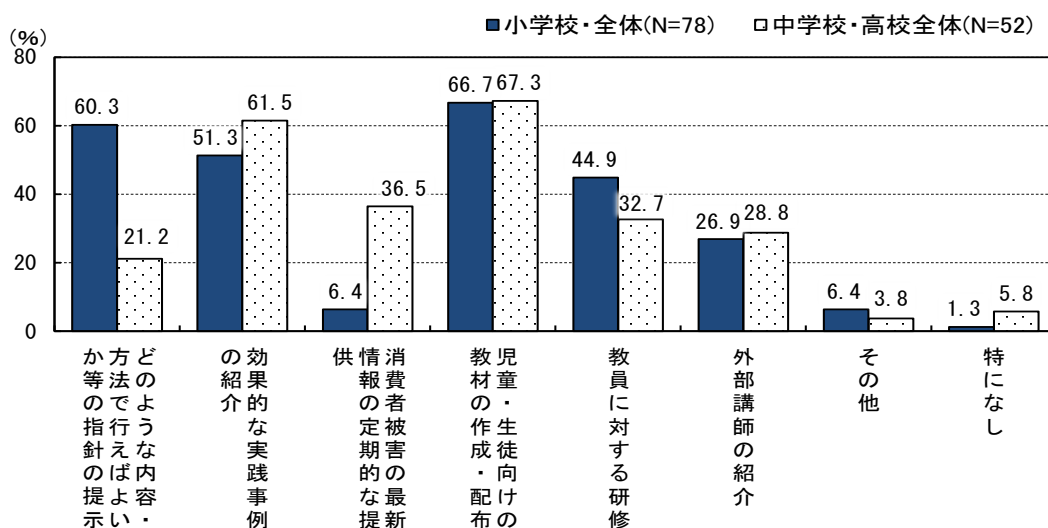
○消費者教育を推進するために特に必要だと思うこと

消費者教育を推進するために特に必要だと思うことについて尋ねると、「児童・生徒向けの教材の作成・配布」が小学校で66.7%、中学校・高校で67.3%と、いずれも最も高くなっています。

小学校では、次いで「どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示」(60.3%)、「効果的な実践事例の紹介」(51.3%)、「教員に対する研修」(44.9%)の順となっており、中学校・高校では、「効果的な実践事例の紹介」(61.5%)、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(36.5%)の順となっています。

小学校、中学校・高校各々の特徴としては、小学校では、「どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示」が中学校・高校に比べ突出して高く、中学校・高校では「消費者被害の最新情報の定期的な提供」が小学校に比べて高くなっています。(図表16)

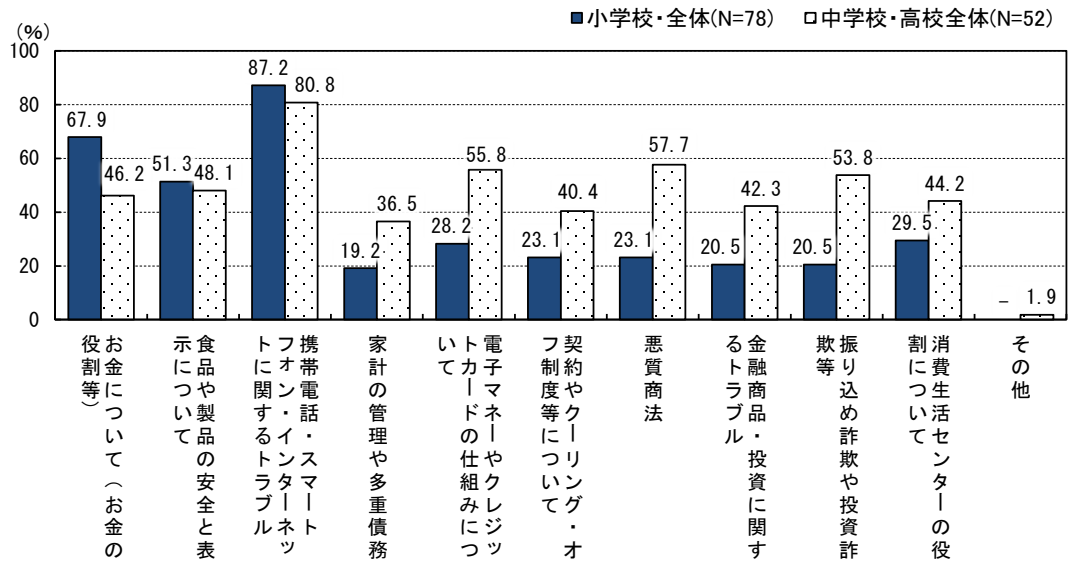
【図表16】消費者教育を推進するために特に必要だと思うこと（複数回答）



○消費者教育用の教材のテーマについて

消費者教育用の教材で特に希望するテーマについて尋ねると、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」が小学校、中学校・高校いずれも8割を超え、最も高くなっています。次に高いのは、小学校では「お金について（お金の役割等）」(67.9%)、「食品や製品の安全と表示について」(51.3%)の順となっており、中学校・高校では「悪質商法」(57.7%)、「電子マネーやクレジットカードの仕組みについて」(55.8%)の順となっています。(図表17)

【図表 17】 消費者教育用の教材で特に希望するテーマ（複数回答）



課題

学校における消費者教育の推進

学校における消費者教育は、小・中・高等学校の各教科で、児童・生徒の発達段階に応じて、買い物のかた、契約の基礎や悪質商法の手口、情報通信ネットワークの活用など、学習指導要領に基づき推進されることが必要です。

学校における消費者教育の支援

学校における消費者教育が効果的に実施できるよう、授業で活用できる教材の提供、教員のスキルアップを図る研修や消費者教育講座の実施など、支援を行っていく必要があります。

第3章 消費者教育推進上の重点目標と取組みの方向性

第2章で述べた課題解決のため、次のとおり重点目標を掲げます。

まず、重点目標の第1として、行政だけでなく、市民（消費者）、地域、学校、事業者などの様々な担い手（主体）が消費者教育を理解し、消費者教育の取組みを推進することを重点目標とします。

次に、福岡市は、特徴として、人口に占める若者の割合が高いこと、また、高齢者の消費生活相談が増加していることから、これらの現状を踏まえ、ライフステージの中で特に、若年者、高齢者等、学校（小・中・高校生期）における消費者教育の推進等を重点目標として設定します。

その上で、各々の重点目標ごとに取組みの方向性を示します。

重点目標 1	様々な担い手（主体）による消費者教育の理解と取組みの推進
---------------	------------------------------

重点目標 2	若年者に対する消費者教育の推進
---------------	-----------------

重点目標 3	高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援
---------------	--------------------------

重点目標 4	学校（小・中・高校生期）における消費者教育の推進
---------------	--------------------------

重点目標 1

様々な担い手（主体）による消費者教育の理解と取組みの推進

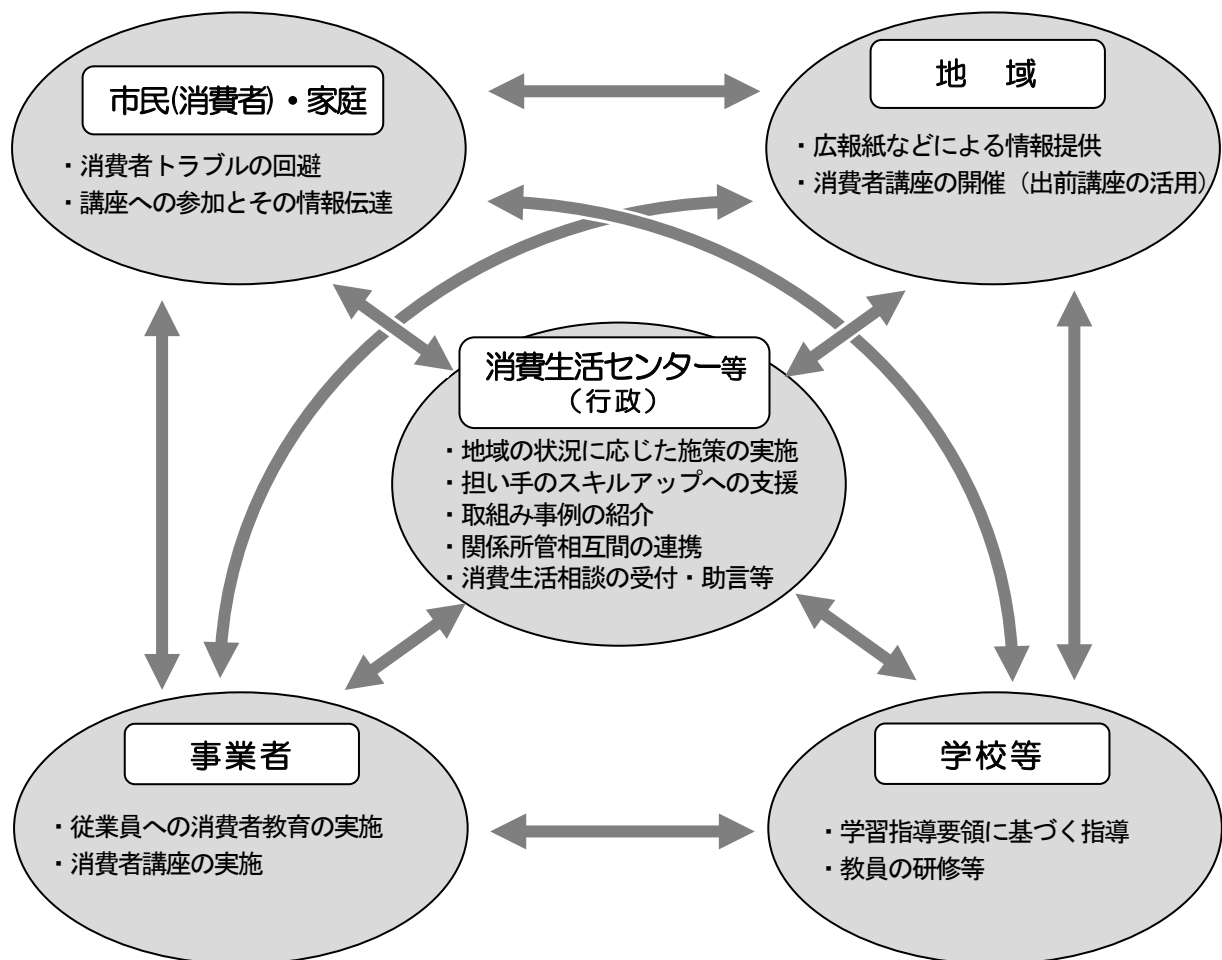
(1) 地域や学校、事業者などの担い手（主体）の役割への理解と相互の連携

基礎調査の結果（図表14）によると、行政だけでなく、地域の各種団体や消費者団体、学校、事業者など、様々な担い手が消費者教育を行うことがふさわしいと思われることから、まず、市民（消費者）を始め地域、学校や事業者など、それぞれの担い手に期待されている役割について理解を深めていただけるよう、消費生活センター等行政が中心となって働きかけを行っていきます。

その上で、様々な担い手は相互に連携しながら、消費者教育に取り組んでいきます。

様々な担い手（主体）に期待される役割と連携

様々な担い手は、それぞれの役割を理解しながら、互いに連携して消費者教育に取り組むことが大切です。



(2) 消費生活センターによる消費者教育の支援

消費生活センターでは、市民から消費者トラブルに関する相談を受けて解決のための助言等を行うとともに、地域や学校等に出向いての出前講座の実施や、ホームページや広報紙などによる情報提供で、消費者トラブルの未然防止に努めています。

今後も、消費生活センターでは、様々な担い手が消費者教育に参画し、相互に連携しながら共働で取り組めるよう、担い手のスキルアップへの支援や消費者教育の具体的な取組み事例の紹介を行うなど、それぞれの担い手が行う消費者教育を積極的に支援します。

また、災害時・緊急時には、緊急性・必要性の高い生活関連物資に関する情報等を提供します。

(3) 市民（消費者）として期待される心構えと理解の促進

福岡市は、「安全で安心できる消費生活の実現を目指して、市民（消費者）として期待される心構え」の周知に努めます。

「安全で安心できる消費生活の実現」を目指して 市民（消費者）として期待される心構え

- 1 日頃から商品やサービスの購入等に際して、トラブルを避けるための注意を心がけましょう。また、ニュース等で消費者被害の最新情報を知るように心がけましょう。
- 2 地域等で開催される講座などにできるだけ参加し、消費生活に関する知識を得ましょう。また、そこで得た情報を家族や友人に伝えましょう。
- 3 困ったときや事業者の取引行為がおかしいと感じた時は、消費生活センターに相談しましょう。
- 4 近隣の高齢者などが消費者被害で困っていたら、福岡市消費生活センターに相談するよう奨めましょう。
- 5 環境に優しい商品を購入したり、健康に留意した食生活を心がけましょう。
- 6 災害時・緊急時は、他者に配慮するとともに、風評被害などによる社会的な影響等にも関心を持って行動しましょう。

重点目標 2

若年者に対する消費者教育の推進

(1) 効果的かつ適切な啓発の推進

若年者の間には、インターネットの利用が原因となる消費者トラブルが増加しています。若年者は地域とのつながりが少ないため、大学や職場などにおいて消費者教育を実施することが効果的と言えます。大学の入学時や会社への入社時のガイダンスなど、若年者が多く集まる機会を活用して、情報提供などを行うとともに、消費者トラブルの際の消費生活センターへの相談を呼びかけます。

また、社会経験の少ない若年者は、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があることから、県警等と連携して、街頭キャンペーンや消費者教育講座を行うなど、若年者の消費者被害未然防止に努めます。

重点目標 3

高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援

(1) 地域等と連携した啓発の推進

高齢者のトラブルは、「貯蓄」や「健康」など高齢者が関心を持つことに悪質な事業者が付け込むケースが見られ、また、高齢者を狙った、流行や話題性に乗じた悪質商法が次々と発生しています。地域におけるさまざまな関係団体等と連携しながら、街頭キャンペーンや出前講座を随時実施しています。さらに、訪問販売お断りステッカーや消費生活相談窓口案内ステッカーの配布などを行い、被害情報の提供や注意喚起の取組みを強化します。

また、障がい者も、高齢者と同様に悪質な事業者に狙われることもあることから、被害情報の提供を行うとともに、福祉関係者と連携し、啓発資料の作成や消費者教育講座を開催します。

(2) 福祉関係者等との連携による高齢者等への支援

高齢者や障がい者は、一人暮らしや昼間の家族の不在等もあり、相談する人が身近にいない場合や、被害にあっても誰にも相談しないで被害状況が表面化しにくいことも考えられるため、消費者トラブルに巻き込まれる

ことが危惧されます。

こうした高齢者や障がい者の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、日常生活を支援している福祉関係者や警察等との連携をさらに強化します。

また、消費生活センターは、ボランティアである消費生活サポーターを登録し、サポーターに悪質商法の手口や対処法を地域に情報提供していただくことで、消費者被害の未然防止に努めています。

今後は、この消費生活サポーターの全校区での登録を目指します。

重点目標 4 学校（小・中・高校生期）における消費者教育の推進

(1) 学校での取組みの推進

学校での消費者教育は、学習指導要領に基づき行われています。

例えば、小学校では、買い物のしかたを学び、お金の大切さや計画的な使い方を考えることを学びます。

中学校では、契約の基礎やクレジットカードの仕組み、悪質商法の手口などを学びます。

高等学校では、情報通信ネットワークの活用、契約やクレジットなどによる家庭生活の諸問題、環境に配慮したライフスタイルの大切さなどを学びます。

各学校では学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。

また、携帯電話やスマートフォンの利用が児童・生徒にも広がり、情報モラルについて課題になるなど、家庭での消費者教育の重要性も高まっており、児童・生徒への消費者教育に加え、保護者への情報モラル研修を行っていきます。

(2) 学校における消費者教育の支援

学校における消費者教育が効果的に実施できるよう、授業で活用できる教材の作成・提供、教員のスキルアップを図る研修や消費生活相談員等を講師として中学校に派遣する消費者教育講座の実施など、教育委員会と連携して、学校における消費者教育を支援します。

また、高校卒業後の大学進学や就職等により本格的な消費活動を開始する高校3年生を対象として、若年者を狙った消費者トラブルの事例や対処法を紹介する出前講座を行うなど、消費者被害の未然防止に努めます。

第4章 具体的な取組み

国の基本方針において、消費者教育は、幼児期から高齢期までのライフステージごとに、段階的に行わなければならないとされ、消費者教育の意義や目標が理解できるように作られた「消費者教育の体系イメージマップ」（以下「イメージマップ」という。）（P32資料）が参考として示されています。

国の基本方針では、「消費者市民社会の構築」「商品等やサービスの安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」の4つを対象領域とし、下表のとおり、対象領域ごとに消費者教育が育むべき力を定めています。

第3章に掲げた重点目標を達成するため、福岡市では、このイメージマップを参考に、4つの対象領域ごと、かつ、ライフステージごとに、具体的な取組みを体系的に整理した「福岡市ライフステージ別消費者教育取組状況図」を作成しています。（次ページ参照）

今後、「福岡市環境教育・学習計画」や「福岡市食育推進計画」との調和を図るとともに、様々な担い手と連携しながら、具体的な取組みを推進していきます。

国の基本方針における対象領域と消費者教育が育むべき力

対象領域	消費者教育が育むべき力
消費者市民社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの消費が幅広く、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力 ・ 持続可能な社会の実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力 ・ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力
商品等やサービスの安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品等の安全性に関して表示等を確認し、危険を回避できる力 ・ 商品等による事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力
生活の管理と契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの将来を見通し、生活の管理と健全な家計運営ができる力 ・ 契約を明確に理解し、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力
情報とメディア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力 ・ 個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

福岡市ライフステージ別消費者教育取組状況図

重1	重1,2	重1~3	新規事業
重1~4	重1,3	重1,4	

※施策・事業名等の番号はP26~の福岡市消費者教育施策事業一覧に対応

	幼児期 (保護者対象を含む)	小学生期 (親子対象を含む)	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
消費者 市民社会の 構築	1 消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供						
	2 啓発資料の貸出・提供						
	3 関係機関が発行する広報紙等による情報提供						
	4 暮らしのインフォメーション						
	5 暮らしのヒント						
	6 公民館主催講座						
		7 かしこい消費生活 親子講座				8 かしこい消費生活講座	
		9 国際理解教育講師派遣事業			10 出前講座「適正な計量の実施について」		
		13 学習指導要領に基づく消費者教育			11 消費者グループ活動支援		
		14 教材作成と中学校における消費者教育講座			12 福祉関係者等との連携		
		15 教員対象研修					
	16 災害時・緊急時の情報提供や消費生活相談の実施						
		17 子育てサロン等 母子教育	18 親と子の料理教室	19 若い世代を対象とした 料理教室		20 生活習慣病 に関する健康教育	21 介護予防事 業の中での教室
	22 福岡市栄養成分表示の店, 福岡市健康・食育サポート店						
	23 食育の日, 食育月間における食育イベント						
	食育	27 保育所・ 幼稚園など での食育の推進	29 学校における食育の推進		24 食生活改善推進員の養成		
		30 学校給食コンテスト		25 地域食生活改善講習会			
28 給食だより・ 食育だより		31 玄海うまいもん食育事業			26 出前講座「食育で明るい未来元気な福岡」		
		32 親子 食と農の体験教室					
		33 市内産農産物学校給食活用推進事業			34 産地見学と料理教室		
環境教育	35 環境局ホームページ「福岡の環境 学ぼう! つなごう! ふくおかの環境」						
	36 3R推進啓発						
	37 3Rについて学ぶ講座						
	38 子供向け環境情報ウェブサイト 「エコッパと学ぼう! こども環境局」			39 生ごみリサイクル促進事業			
	40 わくわくエコ教室	41 環境教 育副読本					
	42 環境学習支援事業						
	43 海の中道青少年海の家活動プログラム						
	44 環境フェスティバルふくおか						
	45 水をたいせつに広報事業						

※「食育」：「福岡市食育推進計画」により推進される事業
 ※「環境教育」：「福岡市環境教育・学習計画」により推進される事業

	幼児期 (保護者対象を含む)	小学生期 (親子対象を含む)	中学生期	高校生期	成人期		
					特に若者	成人一般	特に高齢者
商品等やサービスの安全	46 消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供《再掲》						
	47 啓発資料の貸出・提供《再掲》						
	48 関係機関が発行する広報紙等による情報提供《再掲》						
	49 ホルムアルデヒド測定器の貸出						
	50 暮らしのインフォメーション《再掲》						
	51 製品安全パネル展						
	52 暮らしのヒント《再掲》						
	53 公民館主催講座《再掲》						
		54かしこい消費生活 親子講座《再掲》		55消費生活トラブル 注意報	56 かしこい消費生活講座《再掲》		
		57 出前講座「暮らしの実験講座」					58高齢者向け
	59乳幼児の事故防止 の啓発	60 小・中学校での救命講習		61 出前講座「すすめよう住宅の耐震化」			
	62 薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施						
	63 学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》						
	食育	64 ホームページによる食品の安全性に関する情報提供					
				65 講習会や出前講座等			
				66 バザー開設者に対する衛生講習会			
67 食品衛生月間行事							
生活の管理と契約	68 消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供《再掲》						
	69 啓発資料の貸出・提供《再掲》						
	70 関係機関が発行する広報紙等による情報提供《再掲》						
	71 暮らしのインフォメーション《再掲》						
	72 暮らしのヒント《再掲》						
				73消費生活トラブル 注意報《再掲》	74 消費生活かわら版		
	75 ホットな消費者ニュース						
	76 障がい者向けパンフレットの作成と見守り支援講座						
	77 公民館主催講座《再掲》						
		78かしこい消費生活 親子講座《再掲》			79 かしこい消費生活講座《再掲》		
		80 出前講座「だまされんばい悪質商法」					81高齢者向け
		82 出前講座「これであなたも3R名人！」				83 出前講座「ご存知ですか？ 高齢者のためのいきいきセンターふくおか」	
		84 悪質商法撲滅キャンペーン					
		85 キャッチセールス追放キャンペーン			86 大学新入生 への啓発		87ステッカー配布等 相談窓口の周知
	89 学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》			88 消費生活サポーター育成			
情報とメディア	90 出前講座「ICTでハッピーライフ!!」						
	91 インターネット等を介した 被害防止に向けた取組みの実施			92 情報モラル研修の実施			
	93 出前講座「子どもとメディアのよい関係づくり」						

◆取組み目標

「安全で安心できる消費生活の実現」を目指して、重点目標ごとに取組みの目標を設定します。

区 分	項 目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
【重点目標1】 様々な担い手（主体）の消費者教育への理解と取組みの推進	出前講座の実施回数 (消費者教育施策事業一覧に掲載分)	113回/年	150回/年
【重点目標2】 若年者に対する消費者教育の推進	キャッチセールス 追放キャンペーンの実施回数	1回/年	6回/年
	大学新入生への啓発情報の提供学校数	—	21校/21校
【重点目標3】 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援	高齢者等への出前講座の実施回数 (再掲)	49回/年	60回/年
	消費生活サポーターを有する 校区・地区数	60校区・地区	75校区・地区 /149校区・地区
【重点目標4】 学校（小・中・高校生期）における消費者教育の推進	情報モラル研修の実施回数	—	30団体/年
	中学校における消費者教育講座 の実施校数	—	23校/年 ※3年で全中学校 (69校)

福岡市消費者教育施策事業一覧

重：重点目標，★新規事業（平成26年度開始事業を含む）

	番号	重点目標等	施策・事業名等	事業概要	関係局
消費者市民社会の構築	1	重1～4	消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供	消費者被害の未然・拡大防止のための情報提供や、消費生活に役立つ各種講座の案内の他、インターネット消費生活相談の受付を行っています。	市民局
	2	重1～4	啓発資料の貸出・提供	DVD、紙芝居、寸劇シナリオ、パンフレットなど消費者教育・啓発に関する資料を消費者の要望に応じて貸出・提供しています。	市民局
	3	重1～4 ★	関係機関が発行する広報紙等による情報提供	市政だより、「シニアのための知恵袋」（早良区役所）等、高齢者向けに作成された冊子や、その他関係機関が発行する広報紙等に、消費者被害の情報や消費生活相談窓口などを掲載し周知を図ります。	市民局 保健福祉局 区役所
	4	重1～4	くらしのインフォメーション	消費者トラブル事例の紹介・解説や身近に起きる製品事故の注意喚起を行う情報紙。消費生活センターで年6回発行し、区役所、公民館、郵便局等に配架しています。	市民局
	5	重1～4	暮らしのヒント	消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のおそれがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲載しています。	市民局
	6	重1～4	公民館主催講座	各公民館は子供の健全育成、高齢者の地域参画支援、安全・安心のまちづくり、環境教育等の講座を行っています。	市民局
	7	重1	かしこい消費生活親子講座	お金の使い方など消費生活の基礎知識を親子で楽しく学べるよう夏休み期間等に事業者団体等と連携して講座を行っています。	市民局
	8	重1～3	かしこい消費生活講座	契約、保険など消費者に役立つ知識や消費者の関心の高い分野をテーマに専門家による講座を事業者団体等と連携して行っています。	市民局
	9	重1	国際理解教育講師派遣事業	県内在住の外国人（留学生など）や海外滞在経験（青年海外協力隊など）のある日本人を小・中・高校にゲストティーチャーとして派遣し、児童・生徒に国際理解を深める機会を提供しています。	総務企画局
	10	重1	出前講座「適正な計量の実施について」	市民を対象に適正な計量の実施について出前講座を実施しています。	経済観光文化局
	11	重1～3	消費者グループ活動支援事業	市内で自主活動を行う消費者団体等の支援のため、消費生活センターが管理する研修室の貸出や、団体が企画した講座等の経費の補助を行っています。	市民局
	12	重1, 3 ★	福祉関係者等との連携による高齢者等への支援	高齢者等が住み慣れた家庭や地域で、消費者被害を未然に防止し、安心して暮らせるように高齢者等の生活を支援する福祉関係者等と連携し、情報提供等を行います。	市民局 保健福祉局
	13	重1, 4	学習指導要領に基づく消費者教育	学習指導要領に基づいて、社会科、公民科、家庭科及び技術・家庭科などを中心に消費者教育を行っています。	教育委員会
	14	重1, 4 ★	教材作成と中学校における消費者教育講座	ワークブックなど授業において活用できる教材を作成し、中学校において消費生活相談員を講師とした消費者教育講座を実施しています。	市民局 教育委員会
	15	重1, 4 ★	消費者教育の教員対象研修	消費者教育を行う教員対象に消費者教育の進め方や教材の活用等について研修を行っています。	市民局 教育委員会
	16	重1	災害時・緊急時の情報提供や消費生活相談の実施	災害等の非常時に買いだめによる品不足等が生じないよう情報を提供しています。また、災害に便乗した悪質商法によるトラブル防止のために消費生活相談も行っています。	市民局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重：重点目標，★新規事業（平成26年度開始事業を含む）

	番号	重点目標等	施策・事業名等	事業概要	関係局
消費者市民社会の構築	食育	17	重1 子育てサロン・サークル等での母子教育	子育てサロン，サークル，公民館乳幼児学級等で乳幼児の食習慣等について健康教育を行っています。	各区役所
		18	重1 親と子の料理教室	子どもの心と体の健康づくりをねらいとして，親子を対象にした料理教室を開催しています。	各区役所
		19	重1 若い世代を対象とした料理教室	食に関する基礎知識と技術を習得するための講話や調理実習を行っています。	保健福祉局 各区役所
		20	重1 生活習慣病に関する健康教育	保健所や公民館等においてメタボリックシンドローム等生活習慣病予防の教育を実施し，その中で食生活に関する講話を行っています。	各区役所
		21	重1 介護予防事業の中での教室	高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するための介護予防教室・転倒予防教室等で，低栄養予防のための食生活などの講話や調理実習を行っています。	保健福祉局 各区役所
		22	重1 福岡市栄養成分表示の店，福岡市健康・食育サポート店	エネルギーや栄養成分値を表示したり，健康づくりや食生活改善に配慮したメニューやサービスに取り組んでいる飲食店等を登録してもらい，市民の健康づくりを支援する環境整備を推進しています。	保健福祉局 各区役所
		23	重1 食育の日，食育月間における食育イベント	毎月19日の食育の日や毎年6月の食育月間にあわせ，区役所ロビーなどでパネル展示等を行い，食育への関心を高める取組を行っています。	保健福祉局 各区役所
		24	重1 食生活改善推進員の養成	食を通じた健康づくりを地域で行うボランティアを養成しています。	保健福祉局 各区役所
		25	重1 地域食生活改善講習会	地域ぐるみで食を通じた健康づくりに取り組むことを啓発するため，「生活習慣病予防」や「地産地消」等をテーマとした料理講習会を行っています。	保健福祉局 各区役所
		26	重1 出前講座「食育で明るい未来元気な福岡」	「福岡市食育推進計画」を中心に，福岡市における食の現状や課題について説明し，食育への関心を高める講座を行っています。	保健福祉局
		27	重1 保育所・幼稚園などでの食育の推進	発育発達に応じた給食の提供，給食などを活用した食育活動（季節の食材，行事食，給食の展示，食事のマナーなど）を実施しています。また，公民館などでの乳幼児の保護者対象の調理実習により子どもの食事についての悩みなどへの支援を実施しています。	こども未来局
		28	重1 給食だより・食育だよりなど食生活についての情報発信	給食のメニューや行事食，食べ物の働きなどについてのおたよりを発行し，保護者に配布しています。	こども未来局
		29	重1 学校における食育の推進	学校給食の献立を生かして，地産地消，郷土食や行事食，生産者に対する感謝の心などについて指導しています。また，学校と家庭や地域が連携した食育の推進として給食試食会等を行っています。	教育委員会
		30	重1 学校給食コンテスト	中学生，特別支援学校中・高等部の生徒を対象に給食に出してほしい献立を募集しています。生徒たちは，地場産物や郷土食，栄養バランスなどを生かした献立を考えています。	教育委員会

福岡市消費者教育施策事業一覧

重：重点目標，★新規事業（平成26年度開始事業を含む）

	番号	重点目標等	施策・事業名等	事業概要	関係局
消費者市民社会の構築	食育	31	重1 玄海うまかもん食育事業	市内中学校，高等学校の家庭科調理実習における，魚を使った料理教室と，小中学生とその保護者を対象とした料理教室「親子でチャレンジ！お魚クッキング」を開催しています。	農林水産局
		32	重1 親子 食と農の体験教室	親子を対象とした市内産地での収穫体験やみそづくり，生産者との交流等を実施しています。	農林水産局
		33	重1 市内産農産物学校給食活用推進事業	市内産農産物の学校給食への活用を推進しています。	農林水産局
		34	重1 産地見学と料理教室	市民の方を対象に，産地の見学と市内産野菜を食材とした料理教室を実施しています。	農林水産局
	環境教育	35	重1 環境局ホームページ「福岡市の環境 学ぼう！つなごう！ふくおかの環境」	市民の環境学習を支援するため，環境に関する情報を収集・提供しています。	環境局
		36	重1 3R推進啓発	家庭から出るごみを減らすために，2R（リデュース〔排出抑制〕，リユース〔再使用〕）に重点をおいた3Rの実践行動を，市政だよりなどで広報しています。	環境局
		37	重1 3Rについて学ぶ講座	西部3Rステーション及び臨海3Rステーションの両施設で，ごみ減量・リサイクルに関する環境学習講座などの各種講座を行っています。	環境局
		38	重1 子ども向け環境情報ウェブサイト「エコッパと学ぼう！子ども環境局」	環境に関する問題を楽しく学習できるように幼児，小・中学生や教師を対象とした情報を提供しています。	環境局
		39	重1 生ごみリサイクル促進事業	家庭から発生する生ごみを堆肥化し活用する講座を行っています。	環境局
		40	重1 わくわくエコ教室	保育園，幼稚園，小学校低学年を対象に自然環境を学ぶ出前講座や自然観察会を行い，日常の身近なものなどを通じて，環境を大切にすることを育てます。	環境局
		41	重1 環境教育副読本（「ごみとわたしたち」，「わたしたちのまちの環境」）	小学校での社会科，総合学習等で活用できるよう，環境とごみについて，福岡市の状況，取り組みについてまとめ，福岡市内の小学校4年生・5年生全児童へ配布しています。	環境局
		42	重1 環境学習支援事業	小中学校等の環境学習に対する支援事業として，パッカー車による収集の実演やごみの分別方法，リサイクル品の説明などを実施しています。	環境局
		43	重1 海の中道青少年海の家活動プログラム	海の中道海浜公園内で，宿泊棟・キャンプ場を有する青少年教育施設において，自然に直接触れ，「環境保全活動」「自然観察活動」「自然体験活動」「総合的環境学習」等で様々な活動プログラムを実施しています。	こども未来局
		44	重1 環境フェスティバルふくおか	環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした，楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催しています。	環境局
		45	重1 水をたいせつに広報事業	「節水型都市づくり」の一環として，街頭キャンペーンや水道施設見学会などの各種イベント及び各種印刷物・ビデオ制作などの広報活動を通じて，水を大切に使う意識の維持を図っています。	水道局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重：重点目標，★新規事業（平成26年度開始事業を含む）

	番号	重点目標等	施策・事業名等	事業概要	関係局
商品等やサービスの安全	46	重1～4	消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供《再掲》	商品・サービスによる事故情報や注意喚起情報を消費生活センターホームページより情報提供しています。	市民局
	47	重1～4	啓発資料の貸出・提供《再掲》	DVD、紙芝居、寸劇シナリオ、パンフレットなど消費者教育・啓発に関する資料を消費者の要望に応じて貸出・提供しています。	市民局
	48	重1～4 ★	関係機関が発行する広報紙等による情報提供《再掲》	市政だより、「シニアのための知恵袋」（早良区役所）等、高齢者向けに作成された冊子や、その他関係機関が発行する広報紙等に、消費者被害の情報や消費生活相談窓口などを掲載し周知を図ります。	市民局 保健福祉局 区役所
	49	重1～3	ホルムアルデヒド測定器の貸出	シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒドの測定器を貸し出し、対応法などの助言を行っています。	市民局
	50	重1～4	くらしのインフォメーション《再掲》	消費者トラブル事例の紹介・解説や身近に起きる製品事故の注意喚起を行う情報紙。消費生活センターで年6回発行し、区役所、公民館、郵便局等に配架しています。	市民局
	51	重1～4	製品安全パネル展	製品安全に関する注意喚起パネルを天神地下通路星の広場で展示しています。	市民局
	52	重1～4	暮らしのヒント《再掲》	消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のおそれがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲載しています。	市民局
	53	重1～4	公民館主催講座《再掲》	各公民館は子供の健全育成、高齢者の地域参画支援、安全・安心のまちづくり、環境教育等の講座を行っています。	市民局
	54	重1	かしこい消費生活親子講座《再掲》	電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を事業者団体等と連携して開催しています。	市民局
	55	重1, 4	消費生活トラブル注意報	高校生が気を付けるべき消費者被害や製品・サービス事故の事例について県、北九州市と連携して作成し、高等学校等に配信しています。	市民局
	56	重1～3	かしこい消費生活講座《再掲》	電化製品の発火など製品事故の再現や家庭での注意点などについて、専門家を招いて行う講座を事業者団体等と連携して開催しています。	市民局
	57	重1～4	出前講座「くらしの実験講座」	地域からの要望で公民館等へ出向き、ジュースの糖度を測ったり、家庭で起きる製品事故などについて、実験を交えて講座を行っています。	市民局
	58	重1, 3	高齢者への出前講座の実施	地域からの要望で、消費生活相談員などが公民館等へ出向き、高齢者が被害にあいやすい悪質商法の対策などに関する高齢者向けの出前講座を開催しています。	市民局
	59	重1	乳幼児の事故防止の啓発	家庭内での乳幼児の事故を未然に防ぐため、乳幼児がいる保護者に対して事故防止に対する意識啓発を図るとともに、具体的な予防方法を周知しています。	こども未来局
	60	重1	小・中学校での救命講習	小・中学生を対象とした救命講習を実施するとともに、教職員への応急手当普及員講習を実施し、自学自習の救命教育を促しています。	消防局 教育委員会
	61	重1	出前講座「知って、備えて、地震に自信！すすめよう住宅の耐震化」	揺れやすさマップから見えてくる住宅の耐震対策や耐震診断と耐震改修工事の概要、市の助成制度の概要などについて説明する講座を実施しています。	住宅都市局
62	重1	薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施	危険ドラッグを含む薬物乱用問題の広がりは深刻な社会問題となっていることから、広く市民に対し、関係団体と共同して、薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。また、各小・中学校においても、薬物乱用防止教育の充実を図ります。	市民局、こども未来局、保健福祉局、教育委員会、各区役所	
63	重1, 4	学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》	学習指導要領に基づいて、社会科、公民科、家庭科及び技術・家庭科などを中心に消費者教育を行っています。	教育委員会	

福岡市消費者教育施策事業一覧

重：重点目標，★新規事業（平成26年度開始事業を含む）

	番号	重点目標等	施策・事業名等	事業概要	関係局
商品等のサービスの安全	64	重1	ホームページによる食品の安全性に関する情報提供	本市ホームページにおいて、食品の安全性に関する情報提供を行っています。	保健福祉局 各区役所
	65	重1	講習会や出前講座等	市民を対象とした講習会や出前講座を開催しています。	保健福祉局 各区役所
	66	重1	バザー開設者に対する衛生講習会	地域でのバザーや模擬店等で提供される食品の衛生確保のための講習会の開催や保健所での乳幼児健診などを利用した食中毒予防の講習会を開催しています。	保健福祉局 各区役所
	67	重1	食品衛生月間行事	食品衛生月間行事において、料理教室や工場・市場見学等を通し、食中毒予防の啓発を行っています。	保健福祉局 各区役所
生活の管理と契約	68	重1～4	消費生活センターホームページによる消費生活情報の提供《再掲》	消費者被害の未然・拡大防止のための注意喚起情報や報道発表資料等を掲載しています。	市民局
	69	重1～4	啓発資料の貸出・提供《再掲》	DVD，紙芝居，寸劇シナリオ，パンフレットなど消費者教育・啓発に関する資料を消費者の要望に応じて貸出・提供しています。	市民局
	70	重1～4 ★	関係機関が発行する広報紙等による情報提供《再掲》	市政だより，「シニアのための知恵袋」（早良区役所）等，高齢者向けに作成された冊子や，その他関係機関が発行する広報紙等に，消費者被害の情報や消費生活相談窓口などを掲載し周知を図ります。	市民局 保健福祉局 区役所
	71	重1～4	くらしのインフォメーション《再掲》	消費者トラブル事例の紹介・解説や身近に起きる製品事故の注意喚起を行う情報紙。消費生活センターで年6回発行し，区役所，公民館，郵便局等に配架しています。	市民局
	72	重1～4	暮らしのヒント《再掲》	消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のおそれがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲載しています。	市民局
	73	重1，4	消費生活トラブル注意報《再掲》	高校生が気を付けるべき消費者被害や製品・サービス事故の事例について県，北九州市と連携して作成し，高等学校等に配信しています。	市民局
	74	重1～4	消費生活かわら版	消費生活センターに寄せられた相談事例のうち，悪質性の高い事例や，条例に基づき正勧告を行った事例などについて，被害拡大防止のために緊急に発行する注意喚起ちらしで，公民館や区役所などに配布しています。	市民局
	75	重1～4	ホットな消費者ニュース	県のホームページに掲載される広報紙で，県内の各市の消費生活センターが，相談事例から被害拡大のおそれがある内容などを掲載しています。	市民局
	76	重1，3 ★	障がい者向けパンフレットの作成と見守り支援講座の実施	障がい者があいやすい消費者被害トラブル事例とその対処法についてわかりやすく解説したパンフレットを作成します。また，その家族や障がい者関連施設スタッフなどを対象にした見守り支援講座を実施します。	市民局
	77	重1～4	公民館主催講座《再掲》	各公民館は子供の健全育成，高齢者の地域参画支援，安全・安心のまちづくり，環境教育等の講座を行っています。	市民局

福岡市消費者教育施策事業一覧

重：重点目標，★新規事業（平成26年度開始事業を含む）

	番号	重点目標等	施策・事業名等	事業概要	関係局
生活の管理と契約	78	重1	かしこい消費生活親子講座《再掲》	お金の使い方など消費生活の基礎知識を親子で楽しく学べるよう夏休み期間等に事業者団体等と連携して講座を行っています。	市民局
	79	重1～3	かしこい消費生活講座《再掲》	契約、保険など消費者に役立つ知識や消費者の関心の高い分野をテーマに専門家による講座を事業者団体等と連携して行っています。	市民局
	80	重1～4	出前講座「だまされんばい悪質商法」	地域からの要望で、消費生活相談員などが公民館等へ出向き、悪質商法の被害の手口や対処法を紹介しています。	市民局
	81	重1, 3	高齢者への出前講座の実施《再掲》	地域からの要望で、消費生活相談員などが公民館等へ出向き、高齢者が被害にあいやすい悪質商法の対策などに関する高齢者向けの出前講座を開催しています。	市民局
	82	重1	出前講座「これであなたも3R名人！」	地域からの要望で公民館等へ出向き、福岡市のごみ処理やごみ減量・リサイクル（3R）に関する講座を行っています。また、不用品回収業者に係る注意喚起も行っています。	環境局
	83	重1	出前講座「ご存知ですか？高齢者のためのいきいきセンターふくおか」	いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）や介護予防事業についての出前講座を開催しています。	保健福祉局
	84	重1, 3	悪質商法撲滅キャンペーン	悪質なキャッチセールスなど消費者被害が多い地区で、県や警察などと連携し、悪質商法撲滅月間（12月）に街頭キャンペーンを行っています。	市民局
	85	重1, 2 ★	キャッチセールス追放キャンペーン	悪質なキャッチセールスなど消費者被害が多い地区で、県や警察などと連携し、若年者が社会人となる年度当初に消費者月間（5月）にあわせて街頭キャンペーンを行います。	市民局
	86	重1, 2 ★	大学新入生への啓発	社会経験の少ない若年者は悪質商法の被害にあいやすい傾向にあることから、福岡市防犯のまちづくり推進プランの中で創設される「新入生防犯意識啓発月間（仮称）」において、大学と連携し、特に新入生等を対象とした広報啓発を集中的に行います。	市民局
	87	重1, 3	ステッカー配布等による相談窓口の周知	電話機の周辺など、身近な場所に掲示できる消費生活センターの連絡先が表示されたステッカーや訪問販売お断りのステッカー等を配布するなどして、高齢者等へ消費生活センターへの相談を喚起しています。	市民局
	88	重1, 3	消費生活サポーター育成	高齢者の消費者被害防止を目的とした市民ボランティアで、地域での様々な機会でも悪質商法のトラブル事例とその対処法について伝達・注意喚起しています。	市民局
	89	重1, 4	学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》	学習指導要領に基づいて、社会科、公民科、家庭科及び技術・家庭科などを中心に消費者教育を行っています。	教育委員会
	情報とメディア	90	重1	出前講座「ICTでハッピーライフ!!」	こどもから高齢者までインターネットの活用方法をわかりやすく説明します。
91		重1, 4	インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施	インターネットや携帯電話（スマートフォンなど）を介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の認識などについて、児童生徒への指導や保護者に対する啓発活動を行います。また、学校非公式サイト等の問題のある書き込み等の監視・検索を行います。	教育委員会
92		重1, 4 ★	情報モラル研修の実施	通信事業者と連携して主に保護者を対象として、個人情報やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などをテーマに情報モラル研修を行います。	市民局
93		重1, 4	出前講座「子どもとメディアのよい関係づくり」	幼少期からの過度なメディア接触は子どもの発達に悪影響を与えることから、保護者・市民などを対象に、子どもの基本的な生活習慣の確立やメディアの正しい使い方などの講習会の開催、メディアに関する学習会への講師派遣などをNPOと連携して実施しています。	教育委員会

各期の特徴 重点領域	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	特別高齢者
	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し目的の行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期
消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心をもちよう	消費をめぐる物と金錢の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝えよう
持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのつながりや工夫し、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考えた上で、持続可能な消費を推進しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを推進しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう
消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を設けよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を設けよう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう
商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手を知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手を知り、便しよう	安全で危険の少ないくらしを大切にする習慣を身に付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう
トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用方法を知らう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を身に付けよう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え、適切に購入しよう	商品を通じた選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう
生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金錢の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう	主体的に見通した生活設計を立ててみよう	経済社会の変化に対応し、暮らしを見通した計画的な計画・管理を実施しよう	生活環境の変化に対応し、支え合いながら生活を管理しよう
情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用方法を知らう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう
消費生活情報に對する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜか」として考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選取の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選取の方法について学び、意思決定の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選取の方法について学び、意思決定の大切さを知らう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を身に付けよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

